



地下鉄マスコット
ちかまる

さあ、地下鉄で出かけよう！

平成24年4月9日

F 福岡市交通局

地下鉄七隈線延伸（天神南～博多）について、 鉄道事業許可を申請しました

福岡市は、地下鉄七隈線延伸の早期着工に向け、鉄道事業の経営に必要な手続きとして、福岡市高速鉄道3号線（天神南駅～博多駅）の第一種鉄道事業許可申請を行いました。

1 申請日時

平成24年4月9日（月） 10:00

2 場所

福岡合同庁舎 新館 10階中会議室
（福岡市博多区博多駅東2-11-1）

3 出席者

（九州運輸局）

国土交通省九州運輸局長 たまき よしとも
玉木 良知

（福岡市）

福岡市交通事業管理者 さかた けんじ
坂田 憲治

4 当日の様子



※左より玉木国土交通省九州運輸局長、坂田福岡市交通事業管理者

坂田福岡市交通事業管理者から玉木国土交通省九州運輸局長へ申請書を手渡しました。

<本件に関する問い合わせ先>

福岡市交通局 建設部 計画課

橋本, 宮本

電話 092-732-4137

FAX 092-732-4244

鉄道事業許可申請について

○地下鉄七隈線を延伸するために必要な申請手続きです

鉄道事業を行うためには、鉄道事業法第3条に規定される許可を受ける必要があります。今回の鉄道事業許可申請は、七隈線延伸区間の鉄道経営を行うために必要な手続きとなり、具体的な事業着手に向けた第一歩となります。

○申請書の内容

地下鉄七隈線を延伸する必要性の他、区間、駅位置、事業費など事業計画の基本的な内容です。

○今回の申請手順

申請者(福岡市長)が九州運輸局長へ国土交通大臣宛の申請書を提出し、九州運輸局長が国土交通大臣へ進達する手順となっています。

○審査・許可

鉄道事業法第5条により、国土交通大臣が審査の上、許可をすることとなっています。

鉄道事業法

第三条 鉄道事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

第五条 国土交通大臣は、鉄道事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- 一 その事業の計画が經營上適切なものであること。
- 二 その事業の計画が輸送の安全上適切なものであること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 四 その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

開業までの予定

鉄道事業許可、道路敷設許可、工事施行認可等を経て、着工に至り、平成32年度の開業を予定しています。

